平成２２年（フ）第１８０６号
堺市堺区三宝町３丁164番地　Ｇ―５号
債務者　山﨑　　崇
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２６号
堺市西区菱木２丁2377番地１　ルシェンテ103号
債務者　本村五輪男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２７号
堺市西区菱木２丁2377番地１　ルシェンテ103号
債務者　本村　佳世
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２９号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅22棟402号
債務者　宮村　保宏
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００２号
大阪府柏原市安堂町９番６号
債務者　野村さとみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２５号
堺市北区中百舌鳥町５丁701番地６　ミドウスジ堺106号
債務者　川端　幸恵
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０４０号
堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅２―1301号
債務者　橋野　優子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４４０号
福岡県大野城市緑ケ丘４丁目８番１号
債務者　末次　中野
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道滝川市黄金町東３丁目５番12号
債務者　古賀　貴博
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
北海道芦別市上芦別町536番地の７
債務者　進藤　孝弘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第３地割190番地３
債務者　勝山まき子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６号
盛岡市黒石野３丁目16番25号
債務者　鈴木　　翔
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1163番地57
債務者　妙村　きみ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３号
盛岡市大館町24番10号　藤荘101号
債務者　大向　　亘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２４号
盛岡市大館町24番10号　藤荘101号
債務者　大向　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７号
盛岡市東松園４丁目12番４―26号、旧住所盛岡市桜台１丁目15番８号　清水方
債務者　石森　勝弘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３号
秋田県由利本荘市石脇字下長老沼105番地18
債務者　佐々木一也
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部